

令和7年度 奈良県地域防災計画の修正について

【奈良県地域防災計画とは】

- ・住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的に、災害対策基本法40条に基づき奈良県防災会議が策定。
- ・大規模な災害に対処するため、水害・土砂災害等編及び地震編に分けて、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県等が処理すべき事務又は業務の大綱を定める。

- 修正趣旨
- ・国の防災基本計画の修正等や県防災施策の進展等を踏まえ、奈良県地域防災計画を修正。
※7月1日に発表された、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正も反映。

○国の防災基本計画等の修正による反映

（１）避難生活の環境改善に向けた修正

- 避難生活における生活環境の確保【R7修正】
 - ・備蓄物資の充実
 - ・物資の備蓄状況の公表
- 避難所における生活空間の確保【R6修正】
 - ・段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

（２）保健医療福祉支援体制の強化に向けた修正

- 保健医療福祉支援体制・連携の強化【R6・7修正】
 - ・高齢化の進展を踏まえた避難所における福祉的な支援の充実及び明確化
 - ・在宅・車中泊避難者への災害派遣福祉チーム（DWAT）派遣による福祉サービスの提供
 - ・災害支援ナースの避難所等への派遣

（３）被災者支援の充実に向けた修正

- 多様な主体と連携した被災者支援【R5修正】
 - ・災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化

○県防災施策の進展等の反映

（１）奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想を踏まえた修正

- 核となる広域防災拠点を県北部・南部に配置
 - ・北部は橿原市で3施設を一体的に活用し、南部は五條市の県有地に新たに整備
- 災害時に必要となる機能・規模を踏まえ、広域防災拠点の追加指定
 - ・5施設を新たに広域防災拠点に指定

（２）県災害対策本部体制の見直しを踏まえた修正

- 災害に即応可能な災害対応体制の構築
 - ・災害対策本部の設置基準に災害発生のおそれ段階を明記
- 保健医療福祉分野の総合調整機能の強化
 - ・保健医療調整本部に福祉分野を包含した体制整備

○その他の修正

- 県広域水道企業団の設立に伴う体制変更
- 計画本文の粒度見直し及び記載の集約

修正工程	ス ケ ジ ュ ー ル	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 8.1月	2月	3月
		修正内容の 検討・精査		学識経験者 検討委員会	委員会意見を踏まえた 修正内容の 検討・精査	幹事会 防災会議	修正内容の 検討・精査	12月議会	パブリック コメント	意見反映

1

県災害対策本部体制の見直し

（１）災害に即応可能な災害対応体制の構築に向けた取組を推進

■ 災害対策本部設置基準の見直し（令和８年４月１日より運用）

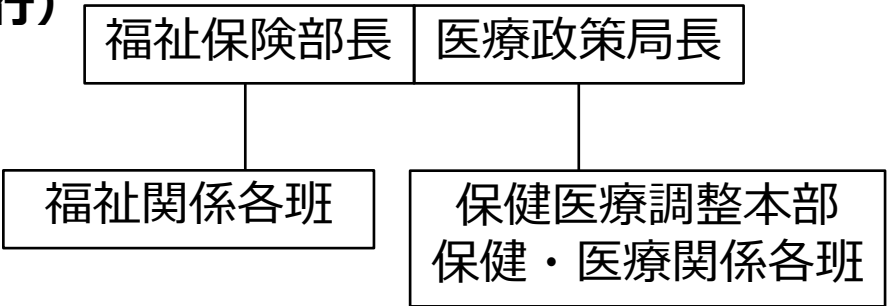
- 南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震などの発生が危惧されるなか、激甚化、頻発化する自然災害に対するため、災害発生後に留まらず、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置するよう設置基準を明確化。
- 線状降水帯発生時や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合など、災害発生のおそれが高まった段階から知事をトップとした全庁的な災害対応体制を構築。
- 災害救助法のより迅速な適用が可能となり、法による救助の下、被災者の保護と社会秩序の保全を推進。

	現行	見直し後
風水害	特別警報	特別警報 [新] 台風接近に伴う気象警報 [新] 顕著な大雨に関する気象情報
地震	県内震度５強以上	[新] 県内震度５弱以上 [新] 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意） [新] 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

（２）保健医療福祉分野の総合調整機能の強化

〈災害対策本部 福祉保険部の組織見直し（イメージ）〉

（現行）



（見直し後）



- 保健医療のみならず、高齢者や在宅避難者などの福祉的支援が必要になっていることから、保健医療調整本部に福祉分野を包括した「保健医療福祉調整本部」に変更する。